

東海旅客鉄道株式会社定款

(昭和 62 年 3 月 18 日認可)

東海旅客鉄道株式会社定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 本会社は、東海旅客鉄道株式会社と称する。

2 前項の商号は、英文では Central Japan Railway Company とする。

(目的)

第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 旅客鉄道事業
- (2) 貨物鉄道事業
- (3) 旅客自動車運送事業
- (4) 貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱業
- (5) 旅行業
- (6) 倉庫業
- (7) 駐車場業
- (8) 広告業
- (9) 出版業
- (10) 金融業
- (11) 経営コンサルタント業
- (12) 情報処理及び情報提供サービス業
- (13) 損害保険代理業その他の保険媒介代理業
- (14) 自動車整備業
- (15) 旅行用品、飲食料品、日用品雑貨等の販売
- (16) 旅館業及び飲食店業
- (17) 一般土木・建築の設計、工事監理及び工事業
- (18) 設備工事業
- (19) 動産の賃貸業
- (20) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業
- (21) 輸送用機械器具製造業
- (22) 精密機械器具及び一般産業用機械器具製造業
- (23) 遊園地、体育施設、文化施設等の経営

2 本会社は、前項各号の事業に附帯又は関連する一切の事業その他前項の目的を達成するために必要な事業を営むことができる。

(本店所在地)

第3条 本会社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、8億2,400万株とする。

(単元株式数)

第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 本会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 12 条 本会社の定時株主総会は、毎年 6 月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(株主総会の議長)

第 14 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第 15 条 本会社は、株主総会の招集に際し、会社法第 325 条の 2 に規定する電子提供措置をとる。

2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに会社法第 325 条の 5 第 1 項に規定する書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に規定する決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、法人が株主である場合は、その使用人 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(議決権の不統一行使)

第 18 条 株主がその有する議決権を統一しないで行使する場合は、株主総会の日の 3 日前までにその旨及びその理由を書面で本会社に通知しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 本会社に20名以内の取締役を置く。

(取締役の選任決議)

第20条 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 本会社に、社長1名を置き、取締役会の決議によって取締役の中から選定する。

2 本会社には、会長1名並びに副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

3 前項の会長、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を定める場合は、第1項の規定を準用する。

4 社長は、会社を代表する。

5 社長のほか、取締役会の決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。

6 社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。

7 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。

(取締役会)

第23条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。

2 会長を置いた場合には、前項の規定にかかわらず、取締役会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長に事故があるときは、この限りでない。

3 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

4 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

5 本会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べた場合はこの限りでない。

6 取締役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(相談役及び顧問)

第 24 条 本会社に、取締役会の決議によって、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

2 相談役は本会社の業務一般について、顧問は特定の業務について、社長の諮問に応ずるものとする。

(社外取締役との責任限定契約)

第 25 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 26 条 本会社に 5 名以内の監査役を置く。

(監査役の選任決議)

第 27 条 第 20 条第 1 項の規定は、監査役に準用する。

(監査役の任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 29 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役若干名を選定する。

(補欠の監査役の予選の効力)

第 30 条 会社法第 329 条第 3 項の規定による補欠の監査役を選任する場合、その選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によって、その期間を短縮することができる。

(監査役会)

第 31 条 監査役会を招集するには、会日より 3 日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

(社外監査役との責任限定契約)

第 32 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第

423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 本会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 本会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 本会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から起算して 3 年以内に受領されないときは、本会社は支払の義務を免れる。

- 2 前項の金銭には、前項の期間内であっても、利息を付さない。

改 正

平成 2 年 6 月 27 日改正認可

同 3 年 6 月 26 日改正認可

同 5 年 6 月 25 日改正認可

同 6 年 6 月 28 日改正認可

同 8 年 6 月 25 日改正認可

同 14 年 6 月 26 日改正 (第 15 回定時株主総会決議)

同 15 年 6 月 25 日改正 (第 16 回定時株主総会決議)

同 17 年 6 月 23 日改正 (第 18 回定時株主総会決議)

同 18 年 6 月 23 日改正 (第 19 回定時株主総会決議)

同 21 年 6 月 23 日改正 (第 22 回定時株主総会決議)

同 24 年 6 月 22 日改正 (第 25 回定時株主総会決議)

令和 4 年 6 月 23 日改正 (第 35 回定時株主総会決議)

附 則 (令和 4 年 6 月 23 日第 35 回定時株主総会決議)

第 1 条 現行定款第 16 条の削除及び変更定款第 15 条の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する施行の日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。